

写

長第03090004号

令和3年3月9日

各和歌山県所管指定居宅サービス事業所管理者
各和歌山県所管指定介護予防サービス事業所管理者
各和歌山県所管指定介護老人福祉施設管理者
各和歌山県所管介護老人保健施設管理者
各和歌山県所管指定介護療養型医療施設管理者
各和歌山県所管介護医療院管理者
各和歌山県所管養護老人ホーム施設長
各和歌山県所管軽費老人ホーム施設長
各和歌山県所管有料老人ホーム管理者
各和歌山県所管サービス付き高齢者向け住宅管理者

様

和歌山県福祉保健部
介護サービス指導室長
(公印省略)

高齢者施設等における新型コロナウイルス感染症の対応等について（周知徹底）

新型コロナウイルス感染症の感染防止対策の適切な実施について、誠に感謝申し上げます。

新型コロナウイルス感染症を抑え込むため、首都圏1都3県に発令中の緊急事態宣言が、3月21日まで延長されることが決定されました。

一方本県においては、新規感染者の発生が減少し、入院中の方も7名（3月9日13時時点）となるなど、県内の感染状況は落ち着きつつあります。

しかしながら、一旦、感染が施設・事業所内に持ち込まれると、集団感染につながるおそれがあります。

高齢者施設・事業所の施設長・管理者におかれては、事業所内に感染を絶対持ち込まないよう、「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）（一部改正）」（令和2年10月15日付厚生労働省事務連絡）等に留意し、引き続き、感染予防対策を徹底していただきますようお願いいたします。

また、高齢者施設等における新型コロナウイルス感染症への対応等について、厚生労働省から下記のとおり通知がありましたので、内容について了知いただくとともに、適切に対応いただきますようお願いいたします。

記

1. 高齢者施設・事業所の皆さまに、徹底していただきたい事項

(1) 「新型コロナウイルス感染症発生報告・第361報」（令和3年2月2日県記者発表）（重要なお知らせ）、
「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）（一部改正）」（令和2年10月15日付厚生労働省事務連絡）等より

- ・ 高齢者施設・事業所におかれては、手洗い、消毒、マスク着用等基本的な感染予防対策、毎朝の自宅での検温及び出勤時の検温等健康管理を確実に実施されるようお願いいたします。
- ・ 発熱や咳、味覚・嗅覚異常などの体調不良がある場合は、早い目に医療機関を受診するとともに、通勤、通学はせず、外出も控えるようお願いいたします。なお、前日に同様の症状があった場合、当日に症状が消失していても、通勤、通学は無理をしないようお願いいたします。また、家族内に同様の症状がある場合も、通勤、通学はしないようお願いいたします。

- ・ 高齢者施設・事業所の送迎に当たっては、送迎車に乗る前に、利用者・家族又は職員が利用者の体温を計測するとともに、職員が利用者の家族の健康状態の確認も行い、発熱や体調不良が認められる場合は、サービスの利用を断る等の取扱いをされるようお願いいたします。

2. 厚生労働省からの通知（新型コロナウイルス感染症関係）

(1) 介護施設・事業所における業務継続計画（BCP）作成支援に関する研修について（令和3年2月26日付け厚生労働省事務連絡）

(2) 新型コロナウイルス感染症患者の退院基準について（令和3年2月25日付け厚生労働省事務連絡）

※詳細は、下記 URL からダウンロードしてください。

- ・ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症患者の退院及び就業制限の取扱いについて（一部改正）（令和3年2月25日付け健感発第0225第1号厚生労働省結核感染症課長通知）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000745527.pdf>

- ・ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症患者及び無症状病原体保有者の退院の取扱いに関する質疑応答集（Q&A）の一部改正について（令和3年2月25日付け厚生労働省事務連絡）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000745526.pdf>

(3) 退院患者の介護施設における適切な受入等について（一部改正）（令和3年3月5日付け厚生労働省事務連絡） ※詳細は、下記 URL からダウンロードしてください。

<https://www.wam.go.jp/gyoseiShiryoku-files/documents/2021/0305200950197/ksvol.927.pdf>

(4) 高齢者施設等における唾液検体の採取方法について（令和3年3月3日付け厚生労働省事務連絡）

※詳細は、下記 URL からダウンロードしてください。

- ・ 「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）病原体検査の指針（第3.1版）」及び唾液検体の採取方法について（令和3年3月3日付け厚生労働省事務連絡）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000747984.pdf>

- ・ （別添）新型コロナ検査における唾液採取の注意点

<https://www.mhlw.go.jp/content/000747985.pptx>

- ・ （参考資料）新型コロナウイルス感染症（COVID-19）病原体検査の指針第3.1版

<https://www.mhlw.go.jp/content/000747986.pdf>

(5) 介護施設・事業所等における新型コロナウイルス感染症対応等に係る事例の共有について（令和3年3月9日付け厚生労働省事務連絡） ※詳細は、下記 URL からダウンロードしてください。

<https://www.wam.go.jp/gyoseiShiryoku-files/documents/2021/0309125808656/ksvol.928.pdf>

3. 厚生労働省からの通知（新型コロナウイルス感染症関係以外）

(1) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令の一部を改正する政令の公布について（令和3年3月2日付け老発0302第6号他厚生労働省関係局長連名通知）

※詳細は、下記 URL からダウンロードしてください。

<https://www.mhlw.go.jp/content/000748459.pdf> (3ページ以降)

県介護サービス指導室

TEL : 073-441-2527 (直通)

事務連絡
令和3年2月26日

都道府県
各 指定都市 介護保険担当主管部（局） 御中
中核市

厚生労働省老健局高齢者支援課
認知症施策・地域介護推進課
老人保健課

介護施設・事業所における
業務継続計画（BCP）作成支援に関する研修について

介護保険行政の推進につきましては、日頃から格別のご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

感染症や自然災害が発生した場合であっても、介護サービスが安定的・継続的に提供されることが重要であることから、介護施設・事業所における業務継続計画（BCP）の作成を支援するため、「介護施設・事業所における業務継続ガイドライン等について」（令和2年12月14日付厚生労働省老健局高齢者支援課長ほか連名通知）において、BCP作成に向けたポイント等をまとめた、介護施設・事業所における業務継続ガイドライン等をお示ししたところです。

今般、業務継続ガイドライン等を活用し、BCPの作成や見直しに資するよう、研修動画を作成し、公開しました。

つきましては、管内の関係団体及び介護事業所等に対して周知をお願いするとともに、都道府県におかれましては、管内市区町村に対する周知をお願いいたします。

記

1. 研修概要

- 目的：介護施設・事業所が、新型コロナウイルス感染症及び自然災害発生時におけるBCPの重要性や作成のポイントを理解すること。
- 対象：施設長、管理者、災害対策や感染症対策を担当する者

○プログラム構成

①BCPとは

【新型コロナウイルス感染症編】

②共通事項

③入所系

④通所系

⑤訪問系

【自然災害編】

⑥共通事項（概要編）

⑦共通事項

⑧通所サービス固有事項

⑨訪問サービス固有事項

⑩居宅介護支援サービス固有事項

2. 利用方法

以下のサイトよりアクセスしてください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_kour_eisha/douga_00002.html

3. その他

上記研修サイト内において、研修を受講した方へ向けたアンケートを実施しておりますので、今後の研修の充実等のために、是非ご協力ください。

アンケート実施期間：令和3年3月15日まで

(問合せ先)

厚生労働省老健局老人保健課

TEL：03-5253-1111（内線 2174）

事務連絡
令和3年2月25日

都道府県
各 指定都市 介護保険主管部（局）御中
中核市

厚生労働省老健局高齢者支援課
厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課
厚生労働省老健局老人保健課

新型コロナウイルス感染症患者の退院基準について

新型コロナウイルス感染症患者の退院基準について、本年2月18日の第24回新型コロナウイルス感染症対策アドバイザリーボードにおける議論等を踏まえ、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症患者の退院及び就業制限の取扱いについて（一部改正）」（令和3年2月25日健感発0225第1号厚生労働省健康局結核感染症課長通知。以下「通知」という。）により、別紙1の通り改正され、また、同改正を踏まえ、関連質疑応答集（Q&A）が別紙2の通り改正され、各都道府県衛生主管部（局）等宛に送付されております。

貴部（局）におかれては、別紙の内容について御了知の上、管下の高齢者施設等に対しても周知をお願いするとともに、都道府県におかれましては、管内市町村（特別区を含む。）に対する周知を行う等の適切なご対応をお願いします。

また、これを受けまして、これまでお示ししている退院患者の施設での受入等における「退院基準」に係る記載については、下記の取扱いを含め、今般改訂された退院基準に読み替えるものとしますので、合わせて周知をお願いします。

- ・ 「高齢者施設における新型コロナウイルス感染症発生に備えた対応等について」（令和2年6月30日付厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡）別紙2について、通知の別添に差し替える。

なお、今回の対応を受け、「退院患者の介護施設における適切な受入等について」（令和2年12月25日付厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡）については一部改正を予定しており、追ってお示しします。

<参考>

（別紙1）

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロ

ナウウイルス感染症患者の退院及び就業制限の取扱いについて(一部改正) (令和3年2月25日健感発0225第1号厚生労働省健康局結核感染症課長通知)

(別紙2)

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症患者及び無症状病原体保有者の退院の取扱いに関する質疑応答集(Q&A)の一部改正について」(令和3年2月25日付厚生労働省健康局結核感染症課事務連絡)

事務連絡
令和3年3月5日

都道府県
各 保健所設置市 衛生主管部（局）御中
特別区

都道府県
各 指定都市 介護保険主管部（局）御中
中核市

厚生労働省健康局結核感染症課
厚生労働省老健局高齢者支援課
厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課
厚生労働省老健局老人保健課

退院患者の介護施設における適切な受入等について（一部改正）

退院患者の介護施設における適切な受入等については、「退院患者の介護施設における適切な受入等について」（令和2年12月25日付厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡）（以下「受入事務連絡」という。）において、退院基準、人員基準等の柔軟な取扱い等について示しているところです。

今般、新型コロナウイルス感染症患者の退院基準について、本年2月18日の第24回新型コロナウイルス感染症対策アドバイザリーボードにおける議論等を踏まえ、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症患者の退院及び就業制限の取扱いについて（一部改正）」（令和3年2月25日健感発0225第1号厚生労働省健康局結核感染症課長通知）が改正され、有症状者のうち、人工呼吸器等による治療を行った患者の取扱いが示されたこと等から、受入事務連絡を別紙のとおり一部改正しましたので、貴管内市町村及び介護施設に対して周知をお願いします。



事務連絡
令和3年3月3日

都道府県
各指定都市 介護保険主管部（局）御中
中核市

厚生労働省老健局高齢者支援課
厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課
厚生労働省老健局老人保健課

高齢者施設等における唾液検体の採取方法について

「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）病原体検査の指針」については、本日改定され、唾液検体の自己採取について、「施設等において無症状者に対して幅広く実施する検査の場合であって、医療従事者が常に立ち会うことが困難な場合は、実施する施設等の職員が検体採取に関する注意点を理解した上で確認すること」とされました。

これを踏まえ、高齢者施設の職員等のうち無症状の方に幅広く実施する検査において、当該施設の職員等の管理下で唾液検体を自己採取する際の注意点等をまとめた、「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）病原体検査の指針（第3.1版）」及び唾液検体の採取方法について」（令和3年3月3日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）が別紙の通り各都道府県衛生主管部（局）等に送付されております。

貴部（局）におかれては、別紙の内容について御了知の上、管下の高齢者施設等に対しても周知をお願いするとともに、都道府県におかれましては、管内市町村（特別区を含む。）に対する周知を行う等の適切なお対応をお願いします。

（別紙）

「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）病原体検査の指針（第3.1版）」及び唾液検体の採取方法について」（令和3年3月3日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）



事務連絡

令和3年3月3日

各 { 都道府県
保健所設置市
特別区 } 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症
対策推進本部

「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）病原体検査の指針（第3.1版）」及び
唾液検体の採取方法について

「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）病原体検査の指針」については、本日改定され、唾液検体の自己採取について、「施設等において無症状者に対して幅広く実施する検査の場合であって、医療従事者が常に立ち会うことが困難な場合は、実施する施設等の職員が検体採取に関する注意点を理解した上で確認すること」とされました。これを踏まえ、高齢者施設の職員等のうち無症状の方に幅広く実施する検査において、当該施設の職員等の管理下で唾液検体を自己採取する際の注意点を別添のとおりとりまとめました。

貴職におかれては、内容について御了知の上、関係各所への周知をお願いするとともに、別添の配布等により、施設等の職員による管理下での唾液検体の自己採取も活用いただき、高齢者施設の職員等に対する幅広い検査を積極的に実施いただきますようお願いいたします。

新型コロナ検査における唾液採取の注意点

施設や職場などで新型コロナウイルス感染症検査のために唾液を自己採取する際は、以下の方法で行ってください。

1. 採取前の準備

被検者が所属する施設等の職員（被検者本人とは別の職員、マスクを着用）が、

- ① 検体容器に油性ペンで被検者の名前を記載し、上から透明なセロハンテープ等で保護します。（印字したラベルの貼付も可。）
- ② 被検者が採取の前少なくとも10分間※に飲食（飲水を含む）や歯磨き、うがいを行っていないことを確認します。 ※30分間ほどが望ましい。

2. 採取

施設等の職員の管理下で、被検者本人が、

- ① 検体容器に被検者の氏名が記載されていることを確認します。
- ② 唇を閉じて、口の中に唾液がたまるのを待ちます。
- ③ 容器のふたを開けて唾液を直接滴下します。液体成分が十分量（1～2 mL程度）に達するまで②と③を繰り返します。
※②、③は被検者が職員と向き合わないよう、後ろや壁を向いて行います。
- ④ 液体成分が十分量に達したら、しっかりと蓋を閉め、容器の外面をアルコール綿で拭きます。



泡が少ない
十分量採取されている



泡が多い
十分量採取されていない

3. 保管・輸送

- ① 施設等の職員はマスク及び手袋を装着した上で検体容器を回収し、可能な限り速やかに冷蔵庫（4℃）または氷上に保管します。
- ② 検査実施機関の定める方法により、輸送を行います。

事務連絡
令和3年3月9日

都道府県
各 指定都市 介護保険担当主管部（局）御中
中核市

厚生労働省健康局結核感染症課
厚生労働省老健局高齢者支援課
厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課
厚生労働省老健局老人保健課

介護施設・事業所等における新型コロナウイルス感染症対応等に係る
事例の共有について

介護施設・事業所等における新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた取組については、「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）」（令和2年4月7日付厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡、同年10月15日付一部改正）等においてお示ししているところです。

今般、これまで新型コロナウイルス感染症感染者が発生した介護施設・事業所等における対応等から、今後の対応の参考になると考えられる事例について、事例内容に加え、同様の事例が起こった場合の「対応策の例」、「事例からの学び」等を別紙にまとめました。

別紙においては、感染防止対策を行った上で実施している面会に関する事例についても掲載しています。

また、自治体において提供されている対応事例、事例分析等に係る資料についても下記において合わせて紹介します。

については、各施設・事業所における感染対策の検討、シミュレーションの実施等に活用いただけるよう、管内施設・事業所への周知をお願いします。

なおその際、感染防止対策を実施した場合であっても、感染リスクをゼロにはできないことから、仮に施設・事業所職員が感染した場合であっても、当該職員が偏見や批判を受けることのないよう、施設・事業所を挙げて当該職員を守っていく姿勢が重要であることにも留意いただけますようお願いいたします。

都道府県においては、下記について管内市区町村に対し周知をお願いします。

記

- 別紙：高齢者施設等における新型コロナウイルス感染症に関する事例集
(令和3年3月9日版)

- 自治体における事例紹介等

【大阪府】

府内の医療機関や高齢者施設で発生した COVID-19 の集団感染事例の中から、今後の対応の参考になると考えられる8つの事例について、「事実」と「考察」に加えて、考察に基づく感染対策に有用と考えられる知見を「推奨」として取りまとめた資料。

<http://www.pref.osaka.lg.jp/attach/39235/00000000/casestudy2020.pdf>

(資料掲載ページ)

<http://www.pref.osaka.lg.jp/fukushisomu/kansentaisaku/index.html>

【沖縄県】

これまで新型コロナウイルス感染症感染者が発生した県内の高齢者施設等における対応事例を掲載。

<https://www.pref.okinawa.lg.jp/site/kodomo/korei/shisetsu/corona/kannsennsisetutaikenndann.html>

各都道府県

政令市 介護保険担当課(室)御中 ← 厚生労働省老健局高齢者支援課、認知症施策・地域介護推進課、老人保健課
中核市

平素よりお世話になっております。

病院等以外の場所（社会福祉施設等）において看護師が行う保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第5条に規定する業務（以下「看護業務」という。）については、労働者派遣が認められております。

他方で、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号。以下「法」という。）第35条の4第1項の規定に基づき、派遣元事業主は、原則として、その雇用する日雇労働者（日々又は30日以内の期間を定めて雇用する労働者をいう。）について労働者派遣（以下「日雇派遣」という。）を行ってはならないこととされております。

今般、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令の一部を改正する政令」（令和3年政令第40号）が令和3年2月25日に公布され、令和3年4月1日より施行されるところです。

本改正は、法第35条の4第1項に規定する「その業務を迅速かつ的確に遂行するために専門的な知識、技術又は経験を必要とする業務のうち、労働者派遣により日雇労働者を従事させても当該日雇労働者の適正な雇用管理に支障を及ぼすおそれがないと認められる業務」として、社会福祉施設等において看護師が行う看護業務を追加することにより、社会福祉施設等への看護師の日雇派遣を可能とするものです。

本改正に伴い、添付の通り通知を発出いたしますので、貴部（局）におかれては、通知の第2「社会福祉施設等への看護師の日雇派遣について」の内容について御了知の上、管下の高齢者施設等に対しても周知をお願いするとともに、都道府県におかれましては、管内市町村（特別区を含む。）に対する周知を行う等の適切なご対応をお願いします。

医政発 0302 第 14 号
職 発 0302 第 5 号
子 発 0302 第 1 号
老 発 0302 第 6 号
障 発 0302 第 1 号
令和 3 年 3 月 2 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長
厚生労働省職業安定局長
厚生労働省子ども家庭局長
厚生労働省老健局長
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長
(公 印 省 略)

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令の一部を改正する政令の公布について

「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令の一部を改正する政令」(令和3年政令第40号。以下、「改正政令」という。)が令和3年2月25日に公布され、令和3年4月1日より施行されることとなったところである。その改正の概要、留意事項等は以下のとおりであるので、御了知の上、管内市町村、関係団体等にその周知徹底を図り、その円滑な運用に万全の対応をしていただくようお願いしたい。

第1 へき地の医療機関への看護師等の派遣について

1 改正の概要

病院等(※1)において医師、看護師等が行う医療関連業務については、病院等が派遣労働者となる医療資格者を特定できないことによってチーム医療に支障が生じるとの指摘等を考慮し、原則禁止とされているところであるが、今般、へき地にある病院等において、看護師、准看護師、薬剤師、臨床検査技師及び診療放射線技師(以下「看護師等」という。)が行う診療の補助等(※2)の業務について、労働者派遣を認めることとしたもの。

なお、改正内容については、別紙1を参照されたい。